

## (2) 気象の状況

## ア 既存資料調査

計画地周辺にある羽田地域気象観測所(計画地の南西約 5.4 km)の平成 30 年度の風配図は、図 8.1-13 に示すとおりである。平均風速は 4.8~6.0m/s であり、風向は春季から夏季においては南よりの風が、秋季から冬季においては北よりの風が卓越している。

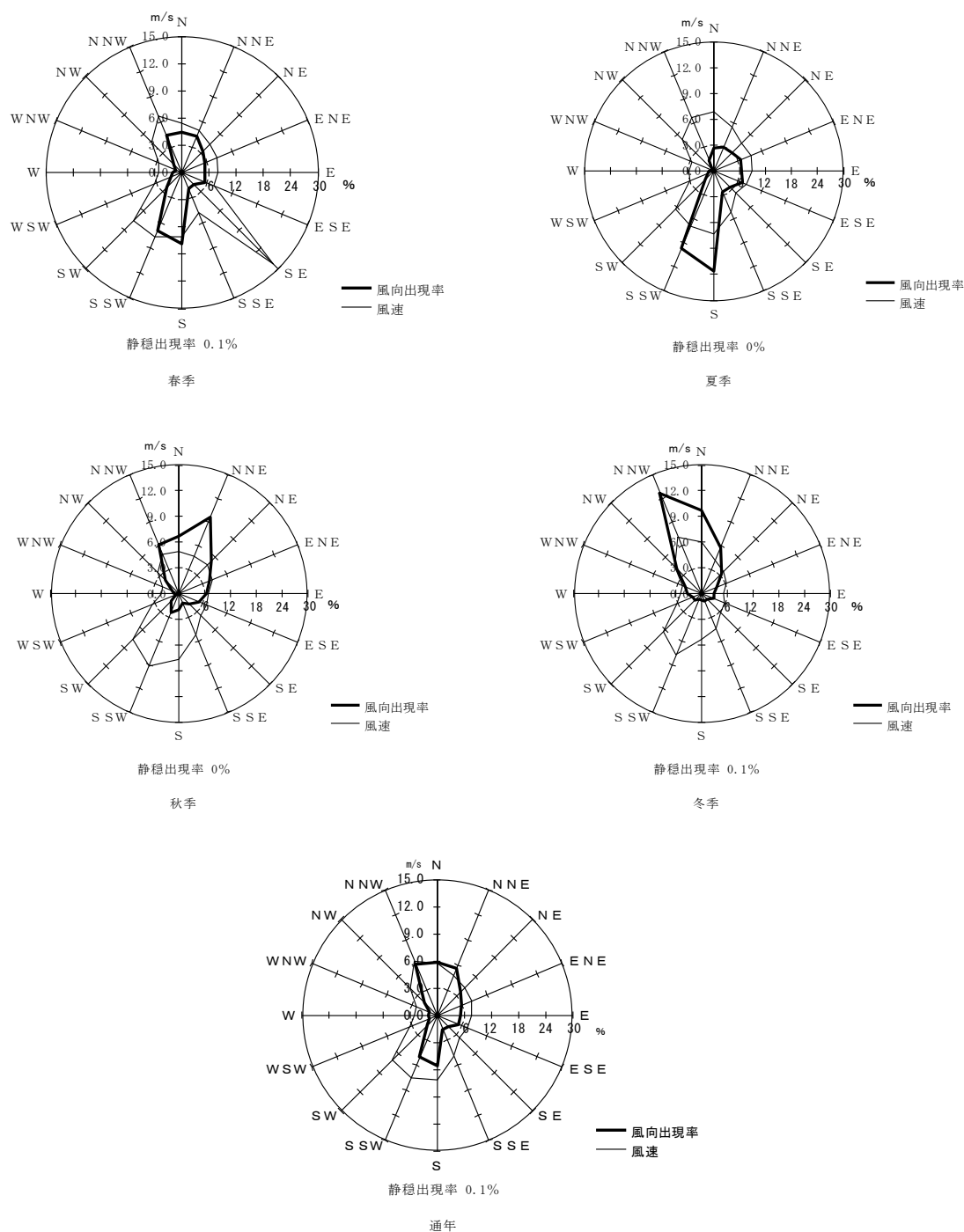


図 8.1-13 風配図(既存資料調査)[平成 30 年度 羽田地域気象観測所]

イ 現地調査結果

(7) 地上気象

現地調査から得られた風配図は、図 8.1-14 に示すとおりである。

年間を通じての現地調査における平均風速は 3.4~4.3m/s であり、風向は春季から夏季においては南よりの風が、秋季から冬季においては北よりの風が卓越している（資料編 p. 37 参照）。

なお、現地調査と計画地周辺の気象観測所及び測定局との風配図の比較は、資料編（p. 43 参照）に示す。

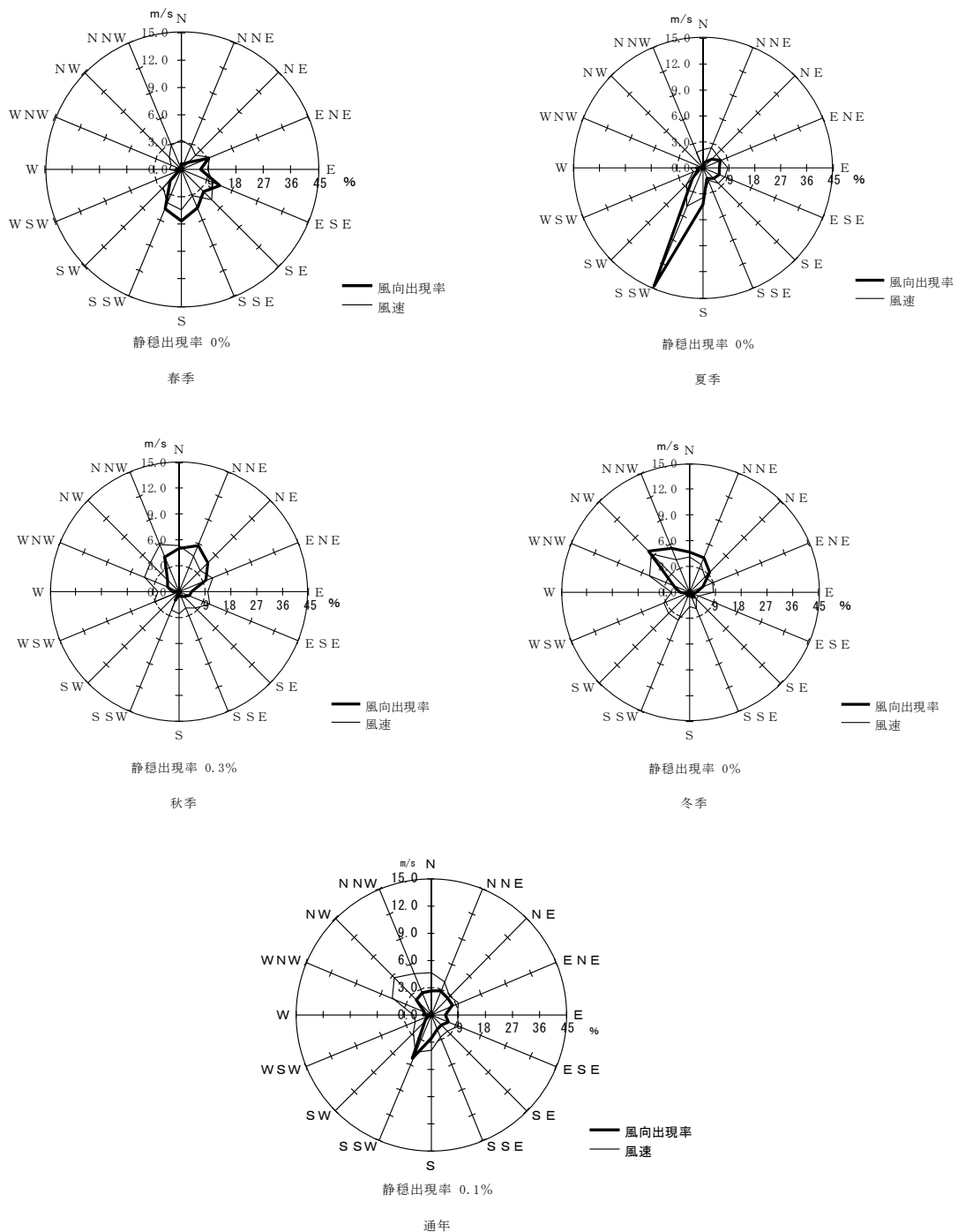


図 8.1-14 風配図（現地調査結果）

**(3) 地形及び地物の状況**

計画地は、中央防波堤内側埋立地に位置しており、地盤標高はA. P. 約+6.17mを有している。計画地周辺は、第一排水処理場や東京都環境局中防合同庁舎等があり、計画地の南西側には都道の青海縦貫線がある。

**(4) 土地利用の状況**

計画地周辺の用途地域の指定状況は、図 8.1-15(p.100参照)に示すとおりである。計画地が位置する中防波堤内側埋立地は、用途地域の指定はされていないが、計画地を含む中央防波堤内側埋立地は令和元年に江東区の帰属となり、令和2年6月25日からは「江東区海の森」として住居表示されたことから、今後、用途地域の指定がされる可能性がある。

また、計画地周辺の土地利用の状況は、図 8.1-16(p.101参照)に示すとおりである。計画地周辺は、倉庫・運輸関係施設、供給処理施設、官公庁施設、専用工場等がみられる。

**(5) 発生源の状況**

計画地周辺の発生源としては、固定発生源として中防灰溶融施設や東京臨海エコクリーンの煙突排ガスが挙げられる。また、移動発生源として青海縦貫線や東京港臨海道路を走行する自動車排出ガスが挙げられる。

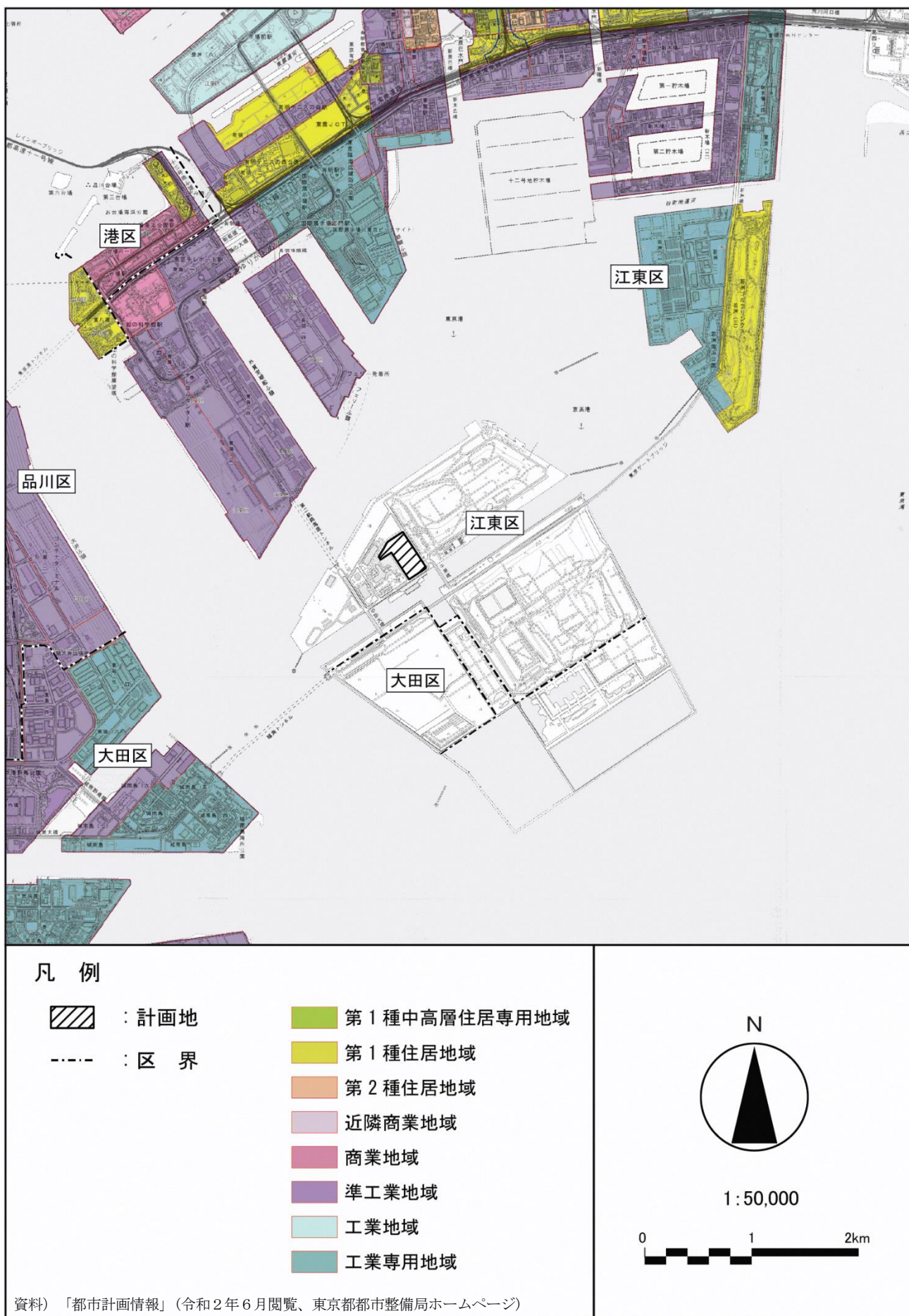
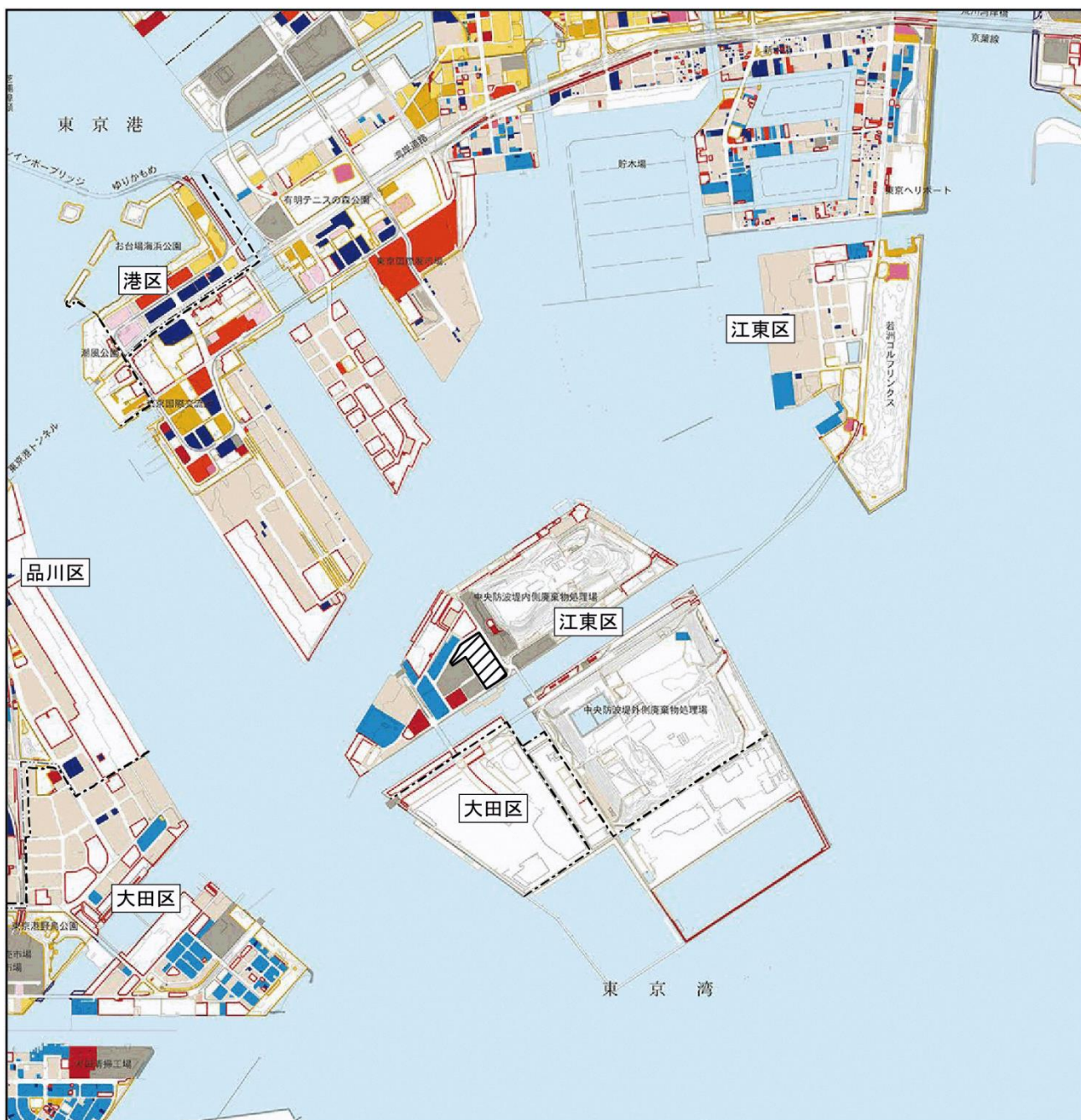


図 8.1-15 用途地域図



凡例

- |                                                                                     |        |                                                                                     |            |
|-------------------------------------------------------------------------------------|--------|-------------------------------------------------------------------------------------|------------|
|  | : 計画地  |  | 宿泊・遊興施設    |
|  | : 区界   |  | スポーツ・興行施設  |
|  | 官公庁施設  |  | 集合住宅       |
|  | 教育文化施設 |  | 専用工場       |
|  | 厚生医療設  |  | 倉庫・運輸関係施設  |
|  | 供給処理施設 |  | 屋外利用地・仮設建物 |
|  | 事務所建築物 |  | 公園・運動場等    |
|  | 専用商業施設 |  | 未利用地等      |
|  | 住商併用建物 |  | 水面・河川・水路   |

資料) 「東京都土地利用現況図[建物用途別](区部)」  
 (令和2年6月閲覧、東京都都市整備局ホームページ)



1:50,000



図 8.1-16 土地利用現況図

## (6) 自動車交通量の状況

## ア 既存資料調査

計画地周辺における主要な道路及び交通量調査地点は図 8.1-17(p.104 参照) に示すとおりである。計画地及びその周辺地域の主要道路としては、首都高速道路である高速湾岸線、高速 11 号台場線、高速 10 号晴海線、一般国道 357 号、主要地方道である日本橋芝浦大森線が挙げられる。また、計画地周辺では臨海部の交通渋滞緩和を旨とし臨港道路の整備を行っている。

計画地及びその周辺地域の交通量及び大型車混入率は表 8.1-32(1) 及び表 8.1-32(2) に示すとおりである。平成 27 年度において最も交通量が多かったのは、高速湾岸線(区間番号 5810: 辰巳 JCT～新木場出入口)であり、平日自動車類 12 時間交通量は 109,651 台、平日昼間 12 時間大型車混入率は 33.0%となっている。

また、計画地及びその周辺地域の平成 22 年度から平成 27 年度の交通量は、概ね減少傾向にある。

表 8.1-32(1) 計画地周辺の交通量

区間 番号	路線名	観測地点名	平日自動車類 12 時間交通量(台)		
			平成 17 年度	平成 22 年度	平成 27 年度
5770	高速湾岸線	大井出入口～臨海副都心出入口	81,869	97,237	94,695
5780	高速湾岸線	臨海副都心出入口～有明 JCT		90,103	84,803
5790	高速湾岸線	有明 JCT～東雲 JCT		102,709	96,862
5800	高速湾岸線	東雲 JCT～辰巳 JCT		111,280	102,422
5810	高速湾岸線	辰巳 JCT～新木場出入口	79,457	115,418	109,651
5820	高速湾岸線	新木場出入口～葛西 JCT		113,530	108,332
6090	高速 11 号台場線	有明 JCT～台場出入口	42,331	35,451	31,342
6380	高速 10 号晴海線	東雲 JCT～豊洲出入口	-	6,329	7,085
25030	一般国道 357 号	江東区辰巳 2 丁目 9	-	-	29,014
25040	一般国道 357 号	江東区東雲 2-15	23,431	24,842	19,526
41910	日本橋芝浦大森線	品川区八潮 2-6-4	26,033	15,964	13,824
62450	台場青海線	江東区青海 1-1	19,965	3,714	3,408

注 1) 平成 22 年度に区間設定方法の変更が行われているため、分割・統合されている区間がある。

注 2) 区間番号は、平成 27 年度の調査単位区間番号を用いている。

資料) 「平成 27 年度道路交通センサス一般交通量調査結果」(令和 2 年 6 月閲覧、東京都建設局ホームページ)

「平成 22 年度道路交通センサス一般交通量調査結果」(令和 2 年 6 月閲覧、東京都建設局ホームページ)

「平成 17 年度道路交通センサス一般交通量調査結果」

(令和 2 年 6 月閲覧、国土交通省関東地方整備局ホームページ)

表 8.1-32(2) 計画地周辺の大型車混入率

区間 番号	路線名	観測地点名	平日昼間 12 時間大型車混入率(%)		
			平成 17 年度	平成 22 年度	平成 27 年度
5770	高速湾岸線	大井出入口～臨海副都心出入口	38.2	33.4	34.1
5780	高速湾岸線	臨海副都心出入口～有明 JCT		27.4	33.9
5790	高速湾岸線	有明 JCT～東雲 JCT		27.4	35.1
5800	高速湾岸線	東雲 JCT～辰巳 JCT		25.2	34.8
5810	高速湾岸線	辰巳 JCT～新木場出入口	36.4	16.5	33.0
5820	高速湾岸線	新木場出入口～葛西 JCT		30.5	32.9
6090	高速 11 号台場線	有明 JCT～台場出入口	22.8	15.1	11.3
6380	高速 10 号晴海線	東雲 JCT～豊洲出入口	-	15.1	14.6
25030	一般国道 357 号	江東区辰巳 2 丁目 9	-	-	35.6
25040	一般国道 357 号	江東区東雲 2-15	50.4	49.3	29.3
41910	日本橋芝浦大森線	品川区八潮 2-6-4	27.4	77.0	77.5
62450	台場青海線	江東区青海 1-1	13.6	33.3	30.5

注 1) 平成22年度に区間設定方法の変更が行われているため、分割・統合されている区間がある。

注 2) 区間番号は、平成27年度の調査単位区間番号を用いている。

資料) 「平成27年度道路交通センサス一般交通量調査結果」(令和 2 年 6 月閲覧、東京都建設局ホームページ)

「平成22年度道路交通センサス一般交通量調査結果」(令和 2 年 6 月閲覧、東京都建設局ホームページ)

「平成17年度道路交通センサス一般交通量調査結果」

(令和 2 年 6 月閲覧、国土交通省関東地方整備局ホームページ)

## イ 現地調査

現地調査は、「6.3 施工計画及び供用計画」の「6.3.2 供用計画 6.3.2.1 ごみ収集車両等計画 (3) 計画地周辺道路の将来交通量 ア 現況交通量及び走行速度」(p.45～p.47 参照)に示したとおりである。

8.1 大気汚染

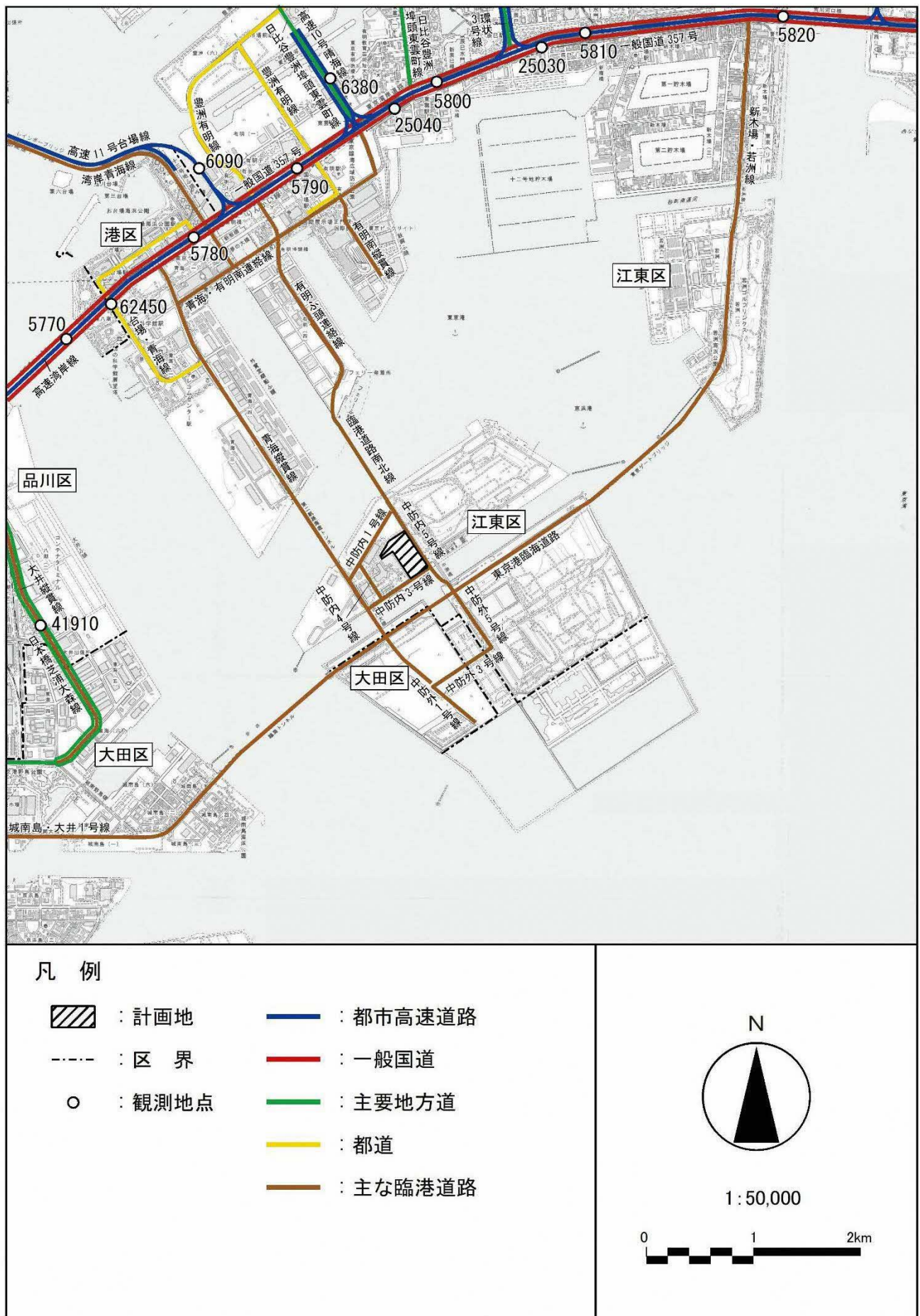


図 8.1-17 計画地周辺の主要な道路及び交通量調査地点



## (7) 法令による基準等

## ア 環境基準等

大気汚染に係る環境基準は、表 8.1-33 に示すとおりである。大気汚染に係る基準は、「環境基本法」に基づく環境基準がある。

環境基準は、工業専用地域、臨港地区、道路の車道部分、その他の埋立地、原野、火山地帯等通常住民の生活実態の考えられない地域、場所については適用されない。計画地及びその周辺は、主に工業専用地域、臨港地区及び通常住民の生活実態のない地域に該当する。

表 8.1-33 大気汚染に係る環境基準等

物質	環境上の条件	備考
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号）
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号）